

## 新潟県条例第11号

新潟県地域環境保全基金条例の一部を改正する条例

新潟県地域環境保全基金条例（平成2年新潟県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに削除条等を除く。）を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条等を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(積立額)</p> <p><u>第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p><u>(処分)</u></p> <p><u>第6条 基金は、前条各号に掲げる事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、これを処分することができる。</u></p> <p>第7条 (略)</p>	<p>(基金の額)</p> <p><u>第2条 基金の額は、4億円とする。</u></p> <p><u>2 必要があるときは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより基金に追加して積立てをすることができる。</u></p> <p><u>3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は、積立額相当額増加するものとする。</u></p> <p>第5条 (略)</p> <p>第6条 (略)</p>

### 附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。